

内閣参質一八六第一八号

平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員藤末健三君提出原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査の体制等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査の体制等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の適合性審査は、先の答弁書（平成二十五年十一月二十九日内閣参質一八五第六七号）一について述べた「新規制基準」に係るものであり、また、同審査に要する期間については電力事業者の申請内容や対応によるところも大きいことから、当該期間の長短に関する評価について、一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の体制強化については、原子力規制委員会において、専門能力の高い人材の中途採用や、新基準適合性審査チーム内に、主に沸騰水型原子炉の適合性審査を担当するチームを立ち上げるなどの取組を進めており、現在、専門的知見を有する独立行政法人原子力安全基盤機構等の職員の参画を得て、約九十人の体制で御指摘の適合性審査を実施しているところである。

政府としては、同委員会と同機構との統合、同委員会の職員の増員等により、引き続き、同委員会にお

ける厳格かつ適正な審査等を確保するための体制強化を実現するよう取り組んでまいりたい。

三について

原子力規制委員会の専門的な判断により安全性が確認された原子力発電所については、その判断を尊重し再稼働を進めることとしており、今後、同委員会により安全性が確認された段階で、立地自治体等の理解と協力を得るため、国も前面に立つて誠実に説明してまいりたい。